

一般不妊治療費の助成

問 健康推進課 ☎ 62-1235

宿毛市では、不妊治療をされているご夫婦に対して、検査および治療費の一部を助成します。

対象者 次のすべてに該当する方

- 夫婦（事実婚含む） ● 事実婚の場合は、治療の結果出生した子について認知を行う意向がある方
- 夫および妻の両方またはいずれか一方が宿毛市に住民票があり、かつ宿毛市に居住している方
- 夫および妻が医療保険各法の規定に基づく被保険者、組合員または被扶養者である方
- 他の市町村において同一の助成を受けていない方 ● 市税の滞納がない方

対象治療 タイミング法、人工授精、これらに関する医療保険各法の規定による不妊治療および幡多けんみん病院における人工授精（診断のための検査や治療効果を確認するための検査など、治療の一環として実施される検査を含みます。）

※一般不妊治療を伴わない不妊症を判断するための検査費用や、文書料、個室料等の治療に直接関係のない費用は対象となりません。

助成額 3月1日（金）～令和7年2月28日（金）に終了した治療分の自己負担金に対して、年度内の上限額を5万円とし、通算5年間

申請期間 4月1日（月）～令和7年3月31日（月）

※申請は年度ごととなります。

※申請期間を過ぎると助成を受けることができませんので、やむを得ず遅れる場合は、事前にご相談ください。



令和6年度の特定健康診査の受診券

問 健康推進課 ☎ 62-1235

4月1日（月）から令和6年度の特定健康診査が始まりました。受診するためには、次のものがが必要です。

必要な物 ● 健康保険証（国保・後期高齢） ● 受診券 ● 問診票

受診券発送時期

令和5年度に医療機関で個別受診された方

前年受診月までに郵送します。

- ※健診時期を変更する場合は、健康推進課へお電話ください。
- ※後期高齢者医療保険証の方の受診券は5月からの送付予定です。4月に受診される方は、健康推進課へお電話ください。

令和5年度に集団健診で受診された方

受診券を郵送しません。

ご希望の日・受診会場を申込書にご記入のうえ、お申し込みをお願いします。

令和5年度健診を受けていない方

健診のお申し込みをいただいてから郵送します。

社会保険被扶養者

各保険団体へお問い合わせください。

今年度より、宿毛市国保加入者の特定健康診査は、愛媛県の実施医療機関でも受診できるようになりました。詳しい医療機関は、健康推進課へお問い合わせください。

歯科健診を受けましょう

問 健康推進課 ☎ 62-1235

宿毛市では、生涯にわたり口腔の健康を保つことや、歯周疾患の早期発見・早期治療に繋げることを目的として歯科健診を推奨しています。歯周病を放置すると、免疫力の低下や糖尿病など全身の健康に影響が及ぶとされています。この健診を機にかかりつけ歯科医院をもち、歯の健康を保ちましょう。

令和6年度 対象者

年齢	生年月日	年齢	生年月日
40歳	S59年4月2日～S60年4月1日	60歳	S39年4月2日～S40年4月1日
50歳	S49年4月2日～S50年4月1日	70歳	S29年4月2日～S30年4月1日

受診希望の方は、4月にお送りした黄緑色のハガキを持参のうえ、健康推進課までお越しください。

有効期限 4月1日（月）～令和7年3月31日（月） **自己負担** 500円

